

○財務省告示第百八十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年五月二十七日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年六月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第三百六十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八			七			六			五				
額 最			イ 払 込 金 額			イ 発 行 額			イ 募 入 方 法 決 定 の				
低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 入 価 格 競 争	者 第 一 加 場 行 争	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 入 価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 入 価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 入 札 発 競	行 争 入 札 発 競	募 入 方 法 決 定 の		
千 万 円		五 百 二 十 一 億 九 百 三 万 二 千	四 千 七 百 四 十 一 億 九 百 三 万 二 千	五 兆 二 千 六 百 四 十 四 億 四 千 五 百		千 万 円	億 八 千 四 百 四 十 二 億 二	額 面 金 額 で 四 千 七 百 四 十 二 億 二	額 面 金 額 で 五 兆 二 千 六 百 五 十 六		各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り	「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 一 非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	す。平成二十五年五月二十七日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年五月二十七日